



新潟県公報

令和 7 (2025) 年
8 月 29 日 (金)
号 外
第 40 号

目 次

警 察 本 部

○新潟県警察文書取扱規程の一部改正..... 1

警 察 本 部

新潟県警察本部訓令甲第 6 号

新潟県警察文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 8 月 29 日

新潟県警察本部長 杉 本 孝

新潟県警察文書取扱規程の一部を改正する訓令

新潟県警察文書取扱規程（平成12年新潟県警察本部訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）略 （2）起案文書 <u>新潟県警察事務決裁規程（平成12年新潟県警察本部訓令甲第34号）第 2 条第 1 号に規定する決裁の権限を有する者の決裁を求め</u>るために作成する文書をいう。 （3）～（7） 略 （8）<u>文書管理システム コンピュータを利用して起案による処理、文書の分類及びその他文書管理に関する事務の処理を行うシステムであって、警務部県民広報相談課長が管理するものをいう。</u> （9）<u>電子文書 電磁的記録のうち、書式情報（文書の体裁に関する情報をいう。）を含めて文書管理システムに登録され、又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に記録されているものをいう。</u> （10） 略 第 9 条 略 <u>（文書管理システムの利用）</u> 第 9 条の 2 <u>起案、供覧その他文書の処理等につい</u>	（定義） 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）略 （2）起案文書 _____ _____ 決裁の権限を有する者の決裁を求め るために作成する文書をいう。 （3）～（7） 略 （8） 略 第 9 条 略

ては、文書管理システムを利用しなければならない。ただし、これにより難いと警察本部長（以下「本部長」という。）が認めた場合は、この限りでない。

（文書の種類）

第10条 略

2 略

3 令達文書とは、次に掲げるものをいう。

（1）訓令 本部長

_____がその指揮監督権に基づき、所属又は職員に対し命令するもの

（2）・（3） 略

4・5 略

（所属における到達文書の収受）

第14条 文書管理担当者は、第12条第1項の規定により配布を受けた文書については、上司の指示を受け、次に掲げるところにより速やかに収受の手続を行わなければならない。ただし、電子文書については、別に定める。

（1）・（2） 略

2 略

（起案の方法）

第23条 起案文書は、_____次に掲げる方法により作成するものとする。

（1）起案文書は、回議用紙（別記様式第8号）を使用すること。この場合において、回議用紙は、文書管理システムを利用して作成するものとする。ただし、定例的なもの又は簡易な事項については、適宜の様式又は文書の余白に処理案を記載し、回議用紙の使用に代えることができる。

（2） 略

（供覧）

第24条 供覧文書を回付する場合（文書管理システムを利用する場合を除く。）は、文書処理票を用いて行うものとする。ただし、1年以上の保存を必要としないもの又は定例的な事案については、文書の余白に供覧の旨の表示をすることにより処理することができる。

（廃棄）

第44条 略

2 略

3 文書管理システムに登録されている完結文書の廃棄に関し必要な手続については、別に定める。

（文書の種類）

第10条 略

2 略

3 令達文書とは、次に掲げるものをいう。

（1）訓令 警察本部長（以下「本部長」という。）がその指揮監督権に基づき、所属又は職員に対し命令するもの

（2）・（3） 略

4・5 略

（所属における到達文書の収受）

第14条 文書管理担当者は、第12条第1項の規定により配布を受けた文書については、上司の指示を受け、次に掲げるところにより速やかに収受の手続を行わなければならない。

（1）・（2） 略

2 略

（起案の方法）

第23条 起案文書は、原則として次に掲げる方法により作成するものとする。

（1）起案文書は、回議用紙（別記様式第8号）を使用すること。_____

_____ただし、定例的なもの又は簡易な事項については、適宜の様式又は文書の余白に処理案を記載し、回議用紙の使用に代えることができる。

（2） 略

（供覧）

第24条 供覧文書を回付する場合 _____は、文書処理票を用いて行うものとする。ただし、1年以上の保存を必要としないもの又は定例的な事案については、文書の余白に供覧の旨の表示をすることにより処理することができる。

（廃棄）

第44条 略

2 略

附 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。